

奈良県告示第三百二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があつた。

平成二十八年三月十一日

奈良県知事 荒井正吾

業 者	指定訪問看護事業者等 又は居宅介護事業者若 しくは居宅介護支援事 業者	名 称	主たる事務 所の所在地	医療法人 岡谷会	医療法人 岡谷会
		名 称	所 在 地	岡谷会ホ ームヘル プステー ション郡 山	大和郡山市 新町三〇五 一七〇
変 更 事 項		旧	新	大和郡山 市新町三 〇五一九 二	大和郡山 市新町三 〇五一七 〇
				平成二十八 年二月十二 日	平成二十八 年二月十二 日